

「中間前金払制度」について

建設業における資金調達の円滑化を支援するため、白山市が発注する工事について、平成23年4月1日から中間前金払制度を導入しています。

1 中間前金払制度とは

建設工事において、当初の前金払（請負金額の4割以内）に加え、工期半ばに請負金額の2割の範囲内で追加の前金払を受けることができる制度です。

2 中間前金払の対象工事

請負金額が200万円以上の建設工事です。

ただし、既に前金払がなされていることが前提です。

3 中間前金払の割合等

請負金額の2割を超えない範囲です。ただし、中間前金払を含む前金払の合計額は6割を超えることはできません。

4 部分払との選択 ※工期が120日以上の場合

落札者は、契約締結の際「中間前金払」又は「部分払」のいずれかを選択するものとします。契約締結後の変更はできませんのでご注意ください。

5 中間前金払の支払要件

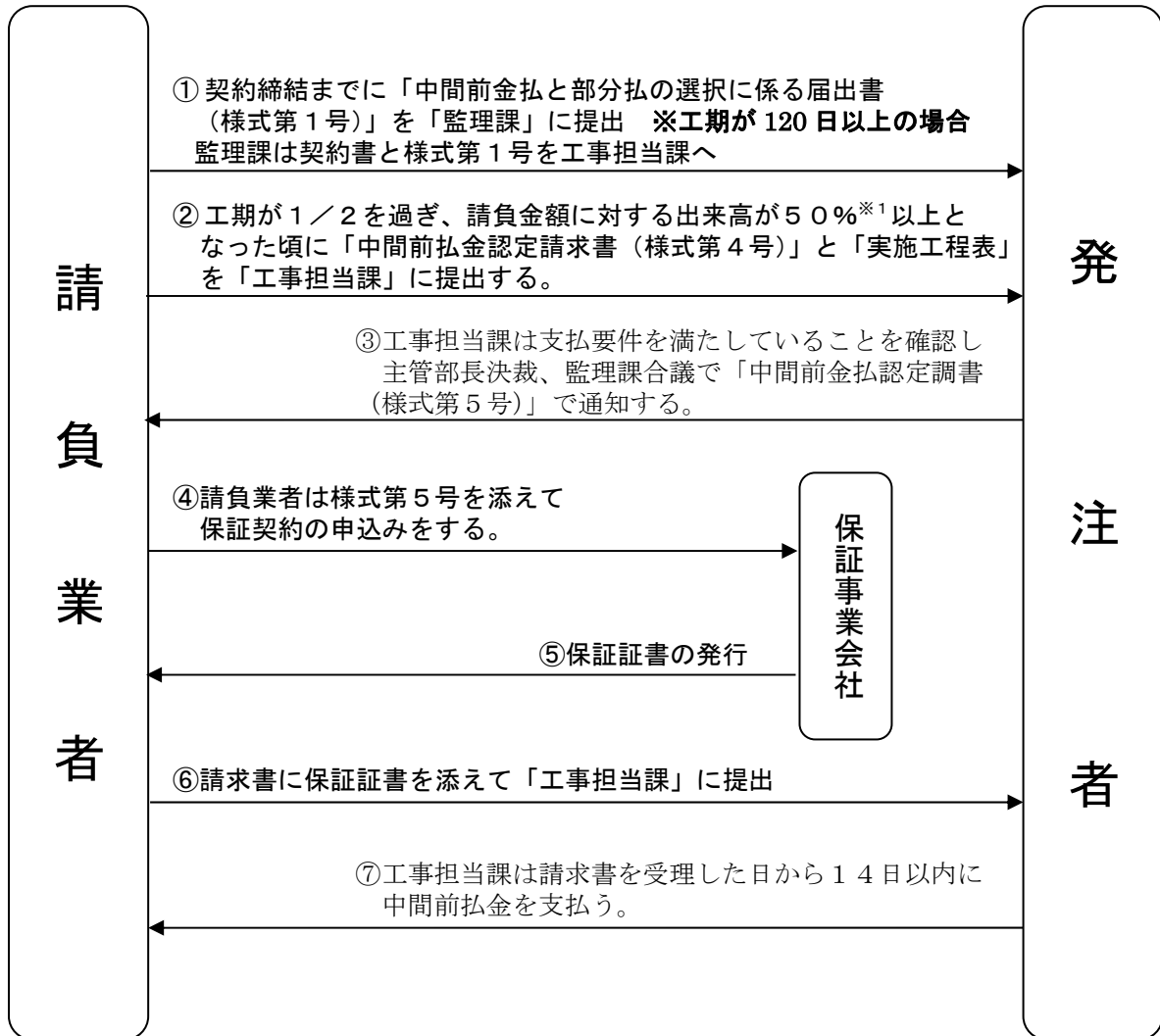
次の要件をすべて満たしている場合に支払いを受けることができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること）
- ④ 請負契約において中間前金払が選択されている工事であること。

6 中間前金払の手続きの流れ

裏面「中間前金払請求の手続き」を参照してください。

『中間前金払請求の手続き』



※1 「出来高が50%以上」の確認方法は、実施工程表と現場を照合し進捗率で確認する。